

被扶養者資格の再確認と提出のお願い

日頃より、当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

令和元年度においても例年と同様に、就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入した方が、被扶養者のまま（二重加入）となっていないかを重点的に確認いたします。

つきましては、同封いたしました「健康保険被扶養者状況リスト」により、被扶養者資格をご確認のうえ、協会けんぽあてにご提出（ご返送）いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な事務となりますので、多忙の折大変恐縮ですが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

全国健康保険協会（協会けんぽ）

確認方法

事業主より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。

（所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であることを確認された場合は、文書または口頭による確認は省略して差し支えありません。）

提出期限

提出期限は**令和元年11月20日（水）**です。被扶養者資格の再確認が終わりましたら速やかにご提出ください。

確認の対象となる方

令和元年9月13日現在の被扶養者の方

ただし、平成31年4月1日以降に被扶養者になられた方は確認の対象外となります。

※本年度は、健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況の確認をあわせて行うため、18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。

（健康保険法改正については、4ページをご覧ください）

※確認対象外の方も、氏名等が印字されていますが、確認の必要はありません。（備考欄に「確認不要」と表示しています。）

平成30年度の実施効果等

扶養解除となった人数：約7.1万人（平成30年11月16日現在）

高齢者医療制度への負担軽減額（被扶養者資格の再確認による効果額）：約17.3億円

※高齢者医療制度への拠出金については、5ページQ3をご覧ください。

専用ダイヤル（令和元年11月29日まで）

お問い合わせは
こちらから

0570-550-136

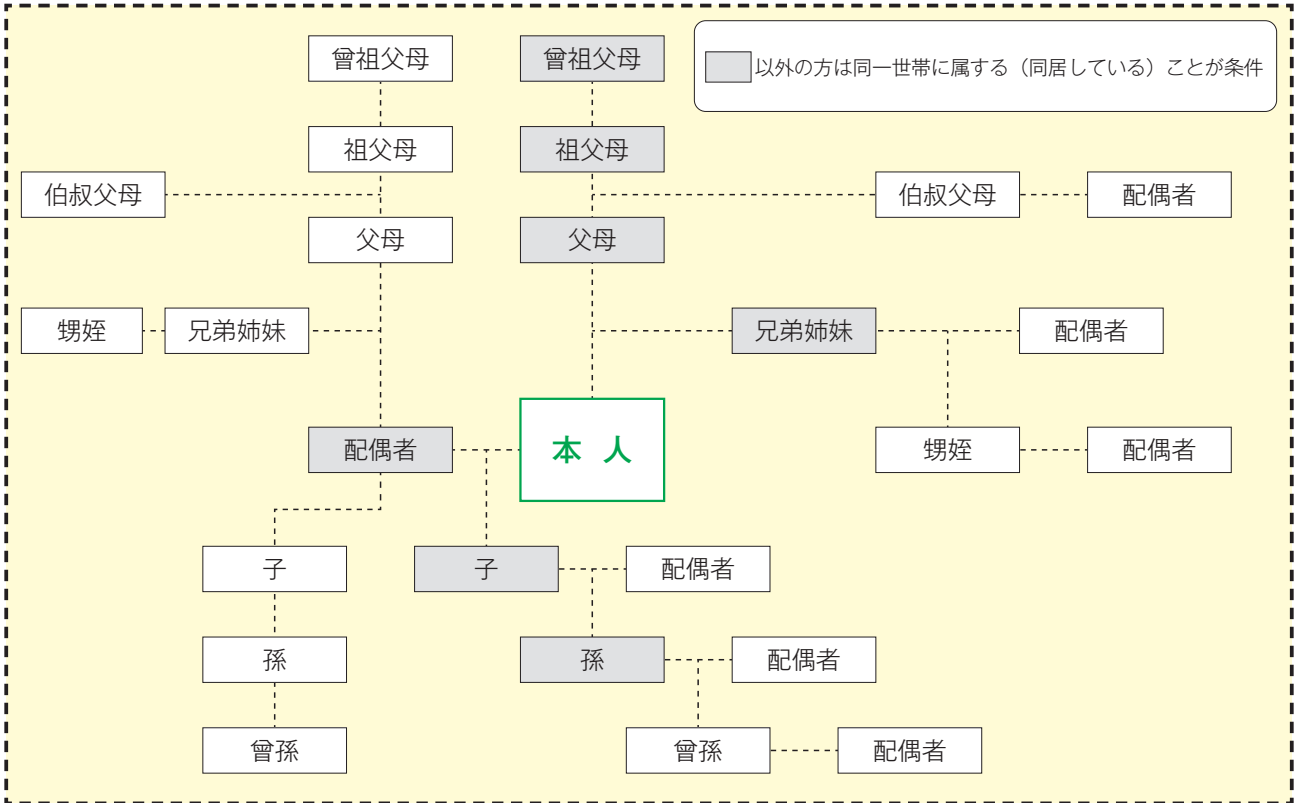
受付時間：月～金曜日 8:30～17:15 ※土・日・祝日は除く



被扶養者の範囲の確認

次の①～④について、ご確認をお願いいたします。

被扶養者になれるのは、次の範囲の方で、「主として被保険者の収入で生計を維持している」75歳未満（後期高齢者医療の被保険者とならない）の方です。



① 続柄が上記 以外の被扶養者については、被保険者と同居していることが被扶養者としての条件となりますので、同居していることを確認してください。なお、続柄が「配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄弟姉妹」以外の場合、被扶養者状況リストの続柄欄には「その他」と表示されます。

主として被保険者の収入で生計を維持していることの確認

- ② 被保険者と同居している場合
被扶養者の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者の年収の半分未満※3であることを確認してください。
- ③ 被保険者と別居している場合
被扶養者の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者からの仕送り（援助）額より少ないことを確認してください。
- ④ 就職等により、ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。
上記の条件を満たしている場合でも、他の健康保険（健康保険組合や後期高齢者医療の被保険者等）に加入している場合は、協会けんぽの被扶養者とはなれません。

※1 被扶養者の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病手当金や出産手当金のことをいいます。
なお、給与所得者の場合は総収入額が年収となります、自営業者の場合は5ページQ5をご覧ください。

※2 被扶養者が60歳以上または障害者（障害厚生年金を受けられる程度の障害者）の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。

※3 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。

記入

確認した結果を、「被扶養者状況リスト」に記入

いずれかにチェックしてください

健康保険被扶養者状況リスト (協会提出用)

管轄の年金事務所	事業所整理記号(年金)	事業所記号(協会けんぽ)

被保険者整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	続柄	チェック				備考
					変更なし	海外に在住している	被扶養者調書兼異動届を添付	日本年金機構へ届出済	
1	健保 太郎	健保 花子	S45.10.7	配偶者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1		健保 次郎	S19.5.20	父	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	協会 太郎	協会 一郎	S48.9.1	子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	健康 大輔	健康 愛子	S35.12.12	配偶者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3		健康 誠	S62.7.4	子	※※※※※	※※※※※	※※※※※	※※※※※	確認不要
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日本国内に住所を有しない（住民票が日本国内に無い）場合は、チェックしてください。

「確認不要」と記載のある人はチェック不要です
※リストに記載のない方も記載不要です。

記入・押印してください。
※事業主が自署した場合は、事業主印は省略できます。

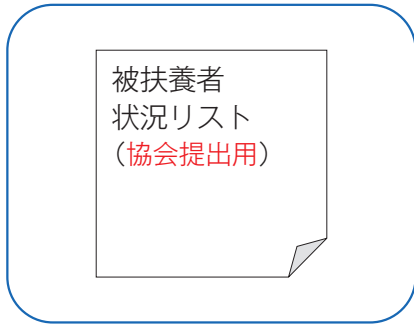
※このリストは、令和元年9月13日時点の記録に基づき作成しています。

事業所所在地	〒123-4567 東京都千代田区〇〇1-2-3
事業所名称	協会けんぽ株式会社
事業主氏名	協会 太郎
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

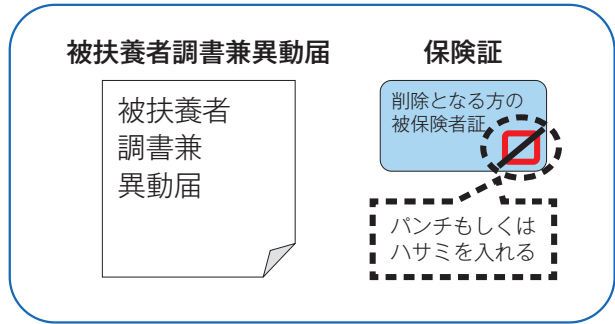
- **変更なし**：被扶養者の条件を引き続き満たしている場合は☑してください。
- **海外に在住している**：「変更なし」の被扶養者の方で、海外にお住まいで、日本国内に住民票がない場合は☑してください。
- **被扶養者調書兼異動届を添付**：確認の結果、今回扶養から解除となる場合は☑してください。あわせて、同封している「被扶養者調書兼異動届」を提出してください。
- **日本年金機構へ届出済**：年金事務所（事務センター）へ、解除のための「被扶養者異動届」または「資格喪失届」を提出している場合は☑してください。
※令和元年9月13日時点の記録を使用しているため、その日を過ぎてから解除の処理がされた方は、リストに印字されています。
- **確認不要**：いずれにも☑をしていただく必要はありません。（確認の必要はありません。）
※平成31年4月1日以降に被扶養者と認定された方が「確認不要」と記載されています。
- **事業主欄**：事業所情報を記入し、事業主印を押してください。
※被扶養者状況リストが複数枚ある場合は、2枚目以降の事業主欄の記入・押印は省略できます。

提出

ご提出いただく書類



《「被扶養者調書兼異動届を添付」に☑した場合》



※「被扶養者調書兼異動届」については、通知の送付までに、1ヶ月程度お時間がかかります。(6ページQ11参照)

お願い

同封の返信用封筒はリスト提出専用のため、一般の申請書等を同封してお送りいただくことはご遠慮いただきますようお願いいたします。

変更

健康保険法の改正について

令和2年4月1日より、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が新設されます。

◆ 変更点について

現行制度では、被扶養者の居住地の要件がないため、海外に在住している家族についても一定の要件を満たせば被扶養者として認定されていましたが、令和2年4月より、被扶養者の認定要件に、「原則として国内に居住している」ことが追加されることになりました。ただし、日本に居住していない被扶養者のうち、日本に生活の基礎があると認められる被扶養者については、例外的に国内居住要件を満たすことになります。

◆ 《重要》 今後のお手続きについて

今回提出していただく被扶養者状況リストの「海外に在住している」に☑（チェック）のある被扶養者については、令和2年2月を目途に、改めて事業主へ確認書類をお送りいたします。

○ 例外に該当しない場合

被扶養者から解除されることになるため、確認書類に同封する「被扶養者異動届」の届出が必要になります。令和2年4月1日以降に、扶養解除となる方の被保険者証を添付して届出してください。

○ 例外に該当する場合

改めて「被扶養者異動届」の届出が必要になります。

あわせて、添付書類として、例外に該当することが確認できる証明書、および現状確認として、収入の確認できる証明書、仕送額の確認できる証明書等の提出が必要になります。

※詳細な実施内容等は、ホームページおよび2月に送付する確認書類にてご案内いたします。

《国内居住要件の例外と証明書類》

国内居住要件の例外	証明書類
①外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族 (海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

よくあるご質問

Q1 本人への確認はどのように行えば良いですか。

A1 事業主様から被保険者の方に対して、文書または口頭によりご確認をお願いします。なお、文書により確認する場合の文書例を協会けんぽホームページに掲載していますので、是非ご活用ください。

Q2 ホームページに被扶養者資格再確認についての情報が掲載されていますか。

A2 協会けんぽホームページの「お役立ち情報」に被扶養者資格再確認情報のリンク集を掲載していますのでご確認ください。



協会けんぽ

検索

Q3 被扶養者解除の届出をせず、被扶養者のままにしておくとうなりますか。

A3 高齢者の医療費は税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険制度からの拠出金等（加入者のみなさまが納められた保険料によるものです）により賄われています。被扶養者の方が就職等されたにもかかわらず、被扶養者（異動）届を提出されていないと、その被扶養者の方の分についても協会けんぽの拠出金等の額に反映され、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出されることになり、みなさまの保険料負担も増えることがあります。

Q4 被扶養者でなくなった日の基準を教えてください。

A4 被扶養者でなくなった日は次のとおりとなります。
ア 収入増加の場合…事実発生日（例：時給が上がった日）
※日付が不明な場合は、申出日をご記入ください。
イ 就職の場合…就職年月日
ウ 死亡の場合…死亡日の翌日
エ 離婚の場合…離婚年月日
オ 75歳到達の場合…75歳の誕生日

Q5 自営業の場合の年収確認はどのように行えば良いですか。

A5 自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費※を差し引いた額となります。
※直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費）であり、それ以外の費用（例：公租公課、宣伝費）は差し引くことはできません。

Q6 被扶養者が海外留学中の場合、「海外に在住している」に☑は必要ですか。

A6 住民票が日本国内にない場合には☑（チェック）してください。
※令和2年4月から、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が新設されます。詳細は4ページをご覧ください。

Q7 所得証明書や住民票等、証明書類の添付は必要ですか。

A7 証明書類の添付は必要ありません。
なお、次年度以降は、所得証明、住民票、仕送り状況の確認できる書類等の証明書類の添付を検討しております。仕送りの証明（預金通帳等の写し、現金書留控の写し）については、いつでも提出できるよう保管をお願いいたします。

Q8 被扶養者に認定されているのに、送付されてきたリストに記載がありません。追記が必要ですか。

A8 追記の必要はございません。
今回お送りした「被扶養者状況リスト」には、令和元年9月13日現在の被扶養者として認定されている方を記載しております。記載されていない方はその日以降に被扶養者認定の入力処理がされた方と思われます。

よくあるご質問

Q9 解除となる被扶養者の被保険者証が見当たらないのですが。

A9 どうしても被保険者証が見当たらない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。

※「健康保険被保険者証回収不能届」は協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくか、専用ダイヤルへ必要部数の送付を依頼してください。
※後日、被保険者証が見つかった場合は、協会けんぽへ返却してください。

Q10 被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正してほしいのですが。

A10 協会けんぽで実施する被扶養者資格の再確認で対応できるのは、被扶養者資格の解除のみです。お手数をお掛けいたしますが、氏名等の訂正につきましては、事業所管轄の事務センター（年金事務所）へ届出をお願いいたします。

Q11 「被扶養者調書兼異動届」を提出しましたが、通知書はいつ頃送られてきますか。

A11 ご提出いただいた被扶養者調書兼異動届は、協会けんぽにおける内容確認および事務センターにおける審査・入力処理がありますので、通知書の送付までに、1ヶ月程度お時間をいただくこととなります。

そのため、お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を事業所管轄の事務センター（年金事務所）へ直接ご提出ください。

※通常の異動届を事務センターへ提出される場合、リストには「日本年金機構へ届出済」に☑をしてください。

Q12 通常、被扶養者異動届は事務センター（年金事務所）に提出しますが、なぜ被扶養者調書兼異動届は協会けんぽに提出するのですか。

A12 被扶養者資格の再確認については、保険者である協会けんぽが行うこととなっていますので、今回の被扶養者資格の再確認にかかる被扶養者調書兼異動届については協会けんぽへご提出ください。なお、通常の被扶養者異動届については、事業所管轄の事務センター（年金事務所）へご提出ください。

Q13 同封の被扶養者調書兼異動届が足りないのですが。

A13 協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきますので、専用ダイヤルへご連絡ください。

Q14 リストを紛失してしまったのですが。

A14 改めてお送りいたしますので、専用ダイヤルへご連絡ください。

Q15 リストを紙ではなくデータでもらいたいのですが。

A15 希望された事業主様へCD-R（又はDVD-R）を送付させていただきますので、専用ダイヤルへご連絡ください。

Q16 なぜ、今回確認の対象者が増えたのですか。

A16 昨年度は18歳未満の被扶養者の方は確認対象外としておりましたが、本年度は健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況を確認するために、18歳未満の被扶養者の方も含めて確認をさせていただきました。

Q17 なぜ、昨年までと実施時期が変わったのですか。

A17 今年度は確認の対象となる被扶養者の方が増えることから、事業主様の負担が少しでも軽減されるよう、事業所で実施する年末調整の確認時期に合わせて実施いたしました。
なお、来年度の実施時期は、現在未定です。実施時期が決まりましたらホームページ等でご案内いたします。